



令和2年2月5日
道路局高速道路課

中京圏の新たな高速道路料金に関する具体方針(案)について

中京圏の新たな高速道路料金に関する具体方針(案)を、別添のとおり、とりまとめましたのでお知らせします。

<問い合わせ先>

道路局 高速道路課 企画専門官 依田 秀則 (内線 38308)

企画専門官 祢津 知広 (内線 38362)

代表 : 03-5253-8111 直通 : 03-5253-8500 FAX : 03-5253-1619

中京圏の新たな高速道路料金に関する具体方針(案)

国土交通省 道路局
令和2年2月5日

中京圏の新たな高速道路料金に関する具体方針(案)の概要

料金の賢い3原則(高速道路を賢く使う上で共通の理念)

- ① 利用度合いに応じた公平な料金体系
- ② 管理主体を超えたシンプルでシームレスな料金体系
- ③ 交通流動の最適化のための戦略的な料金体系

特に、中京圏は「必要なネットワークの充実と合理的な料金体系の整理との両立」に特段の対応が必要

具体方針

(1) 料金体系の整理・統一とネットワーク整備

- 東海環状自動車道の整備の加速化、一宮JCT付近及び東名三好付近における渋滞解消のためのネットワーク拡充に必要な財源確保も考慮し、料金水準を現行の高速自動車国道の大都市近郊区間を基本とする対距離制を導入し、車種区分を5車種区分に統一する。
- 名古屋高速については、都心アクセス関連事業や名岐道路の整備に必要な財源確保にあたり、事業主体の責任を明確にした上で税負担も活用しつつ、現行の償還期間を延長する。

(2) 起終点を基本とした継ぎ目のない料金の実現

- 交通需要の偏在を防ぐとともに、都心部周辺的环境改善を図るため、東海環状自動車道および名古屋第二環状自動車道の利用が料金の面において不利にならないよう、経路によらず、起終点間の最短距離を基本に料金を決定する。
- 都心部への流入に関して、交通分散の観点から、経路によらず、起終点間の最短距離を基本に料金を決定する。

中京圏内の料金水準の整理・統一

均一料金区間

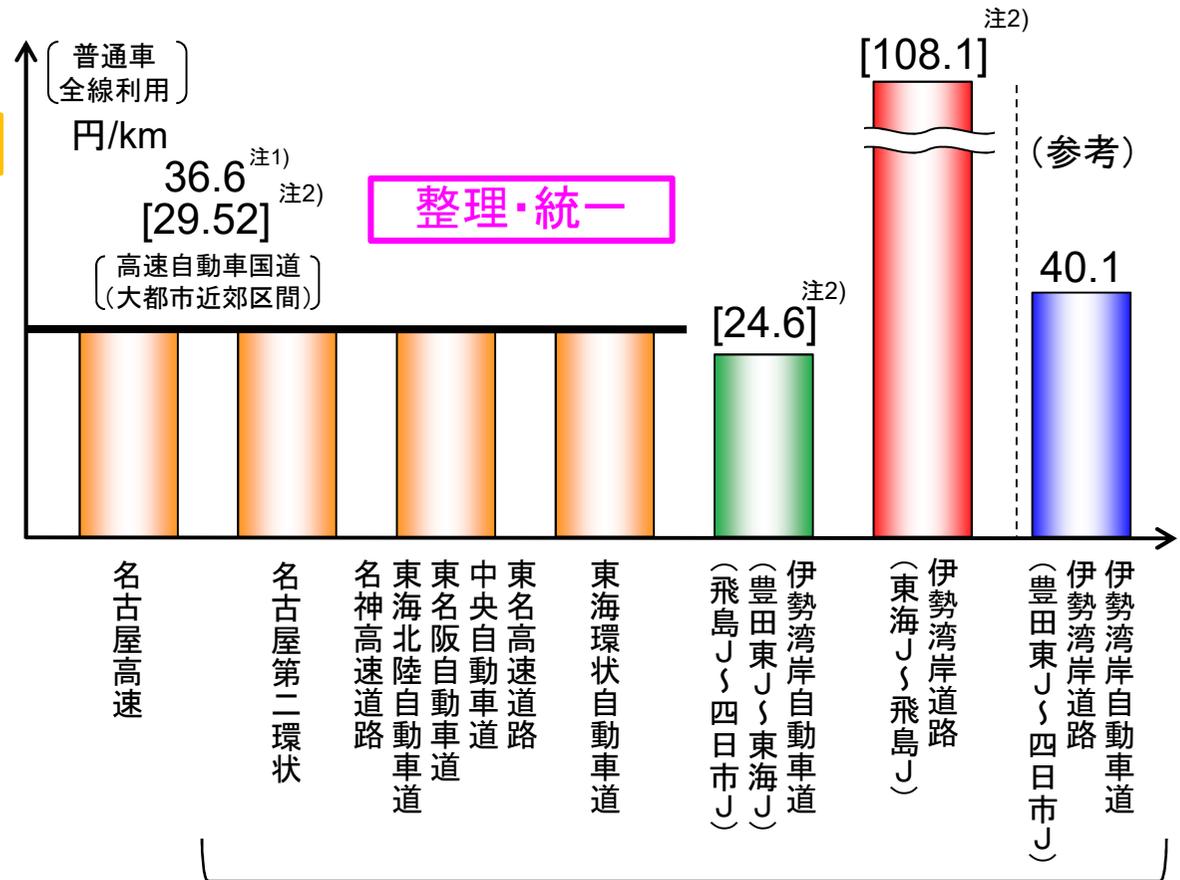
名古屋高速
(32.3km)

<尾北線内 : 370円>
<名古屋線内 : 780円>

名古屋第二環状
(名古屋南J~飛島J)
(54.5km)

<30km未満 : 510円>
<30km以上~45km未満 : 620円>
<45km以上 : 730円>

対距離化



注1) 中央自動車道(小牧東IC)~東海北陸自動車道(岐阜各務原IC)

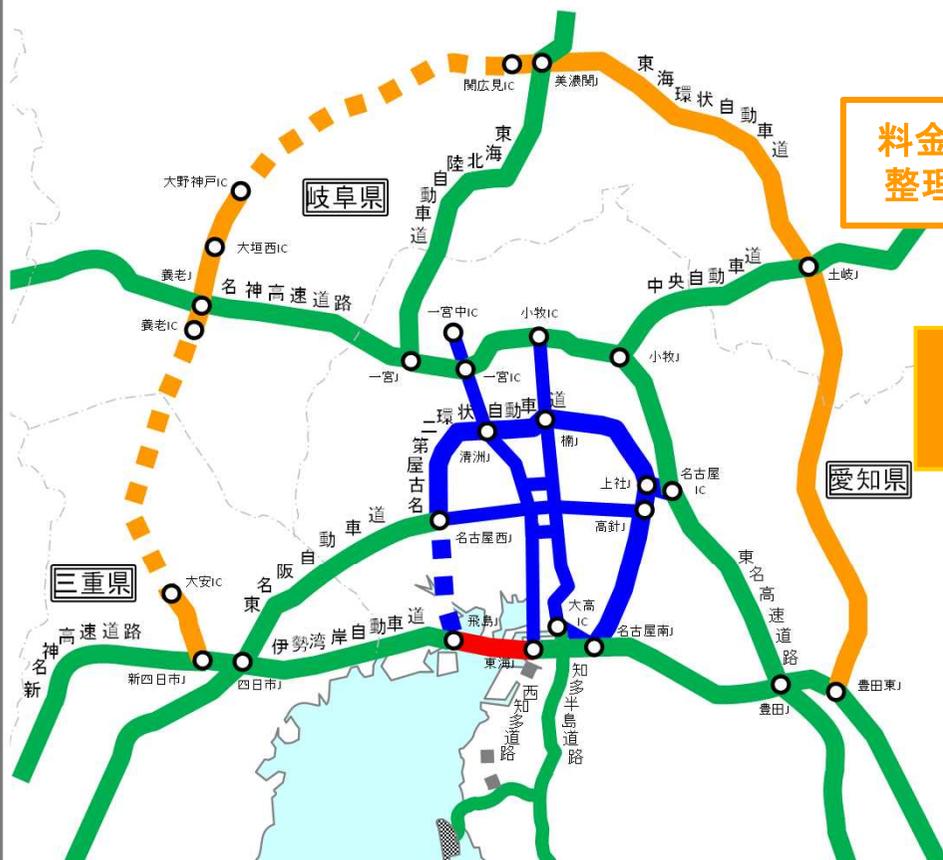
注2) 消費税及びターミナルチャージを除いた場合の料金水準

※東海環状自動車道の整備の加速化、一宮JCT付近及び東名三好付近における渋滞解消のためのネットワーク拡充に必要な財源確保を考慮

中京圏内の料金水準の整理・統一

<現状>

<名古屋第二環状自動車道の開通に合わせ>



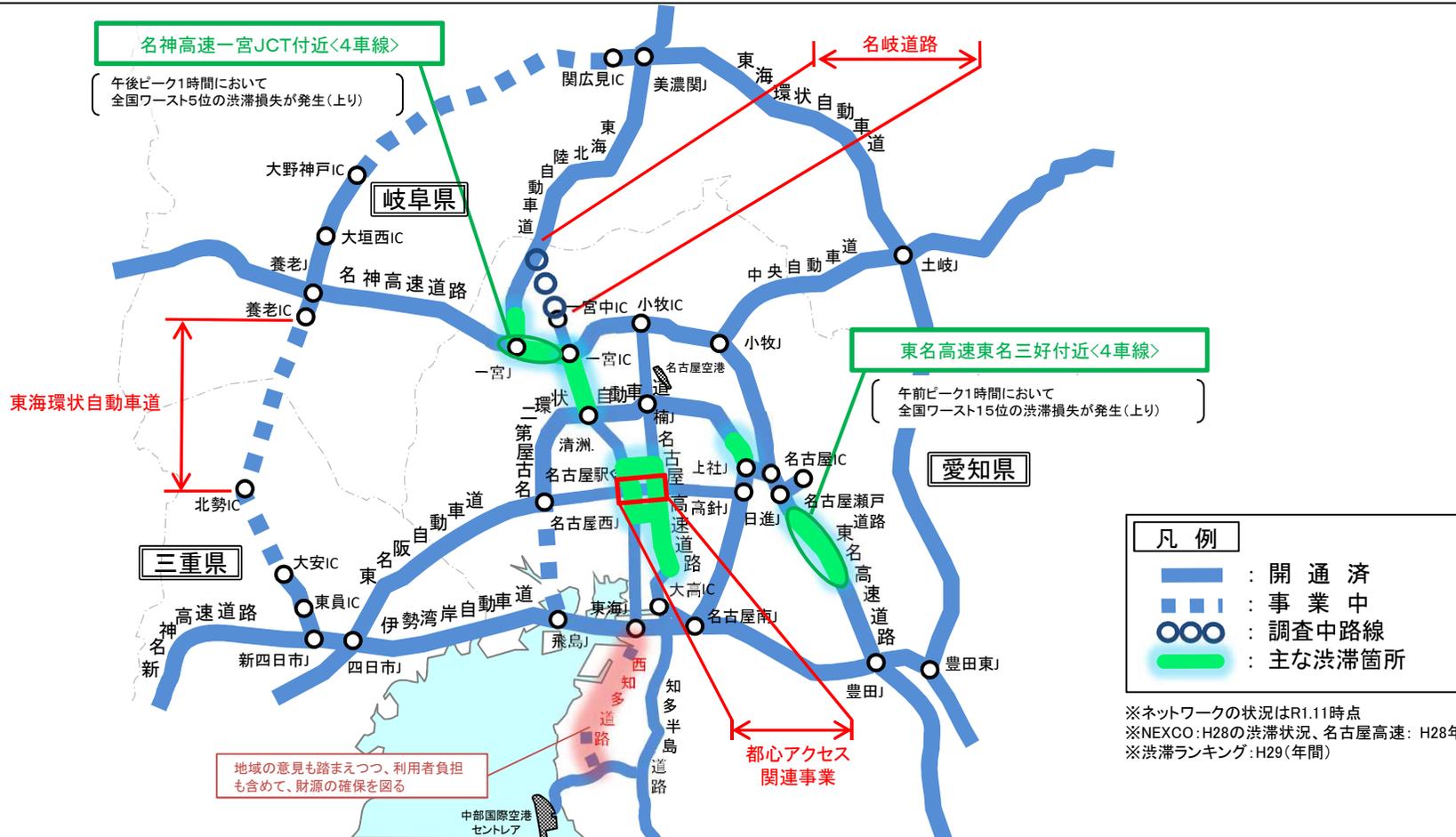
料金水準を整理・統一

- : 高速国道の大都市近郊区間より料率が高い
 - : 高速国道の大都市近郊区間と概ね同じ
 - : 高速国道の大都市近郊区間より料率が低い
 - : 利用距離により料率に変化
- 注) 点線は整備中区間

※東海環状自動車道の整備の加速化、一宮JCT付近及び東名三好付近における渋滞解消のためのネットワーク拡充に必要な財源確保を考慮

中京圏内の高速道路ネットワーク整備

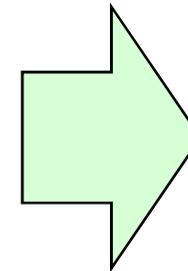
- ネクスコ中日本の路線については、東海環状自動車道の整備の加速化、一宮JCT付近や東名三好付近における渋滞解消のためのネットワークの拡充に必要な財源確保の観点から、東海環状の内側において大都市近郊区間の水準を基本とする対距離制を導入
- 名古屋高速については、都心アクセス関連事業や名岐道路の整備に必要な財源確保にあたり、事業主体の責任を明確にした上で税負担も活用しつつ、現行の償還期間を延長
- 名古屋市から中部国際空港までのアクセス強化に資する西知多道路の整備について、地域の意見も踏まえつつ、利用者負担も含めて、財源の確保を図る



中京圏内の車種区分の整理・統一

| | 2車種 (名古屋高速) | 5車種 (ネクスコ中日本) |
|-------|----------------|------------------|
| 軽自動車等 | 1.0 | 0.8 |
| 普通車 | | 1.0 |
| 中型車 | | 1.2 |
| 大型車 | 2.0 | 1.65 |
| 特大車 | | 2.75 |

5車種区分に
整理・統一



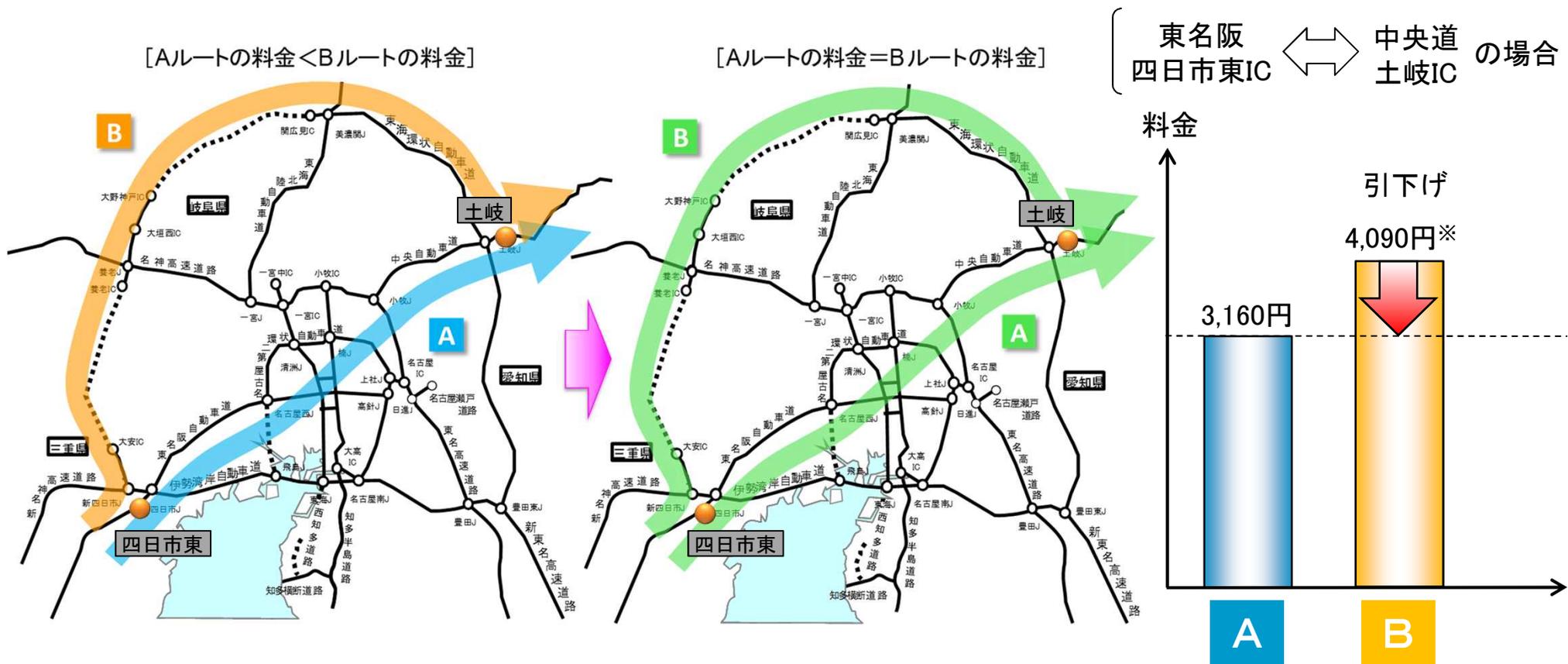
| 5車種 |
|------|
| 0.8 |
| 1.0 |
| 1.2 |
| 1.65 |
| 2.75 |

起終点を基本とした継ぎ目のない料金(「経路によらない同一料金」導入)

○ 東海環状自動車道の利用が料金の面において不利にならないよう、経路によらず、起終点間の最短距離を基本に料金を決定。

(東海環状自動車道経由の料金 > 都心部周辺経由の料金 ⇒ 東海環状自動車道経由の料金を引下げ)

(※) 都心部周辺経由の料金の方が高い場合には、都心部周辺経由の料金は引き下げない。



(注) 料金は普通車の場合

※東海環状完成後の相当料金

起終点を基本とした継ぎ目のない料金(「経路によらない同一料金」導入)

○ 名古屋第二環状自動車道の利用が料金の面において不利にならないよう、経路によらず、起終点間の最短距離を基本に料金を決定。

(名古屋第二環状自動車道経由の料金 > 都心部経由の料金 ⇒ 名古屋第二環状自動車道経由の料金を引下げ)

(※) 都心部経由の料金の方が高い場合には、都心部経由の料金は引き下げない。

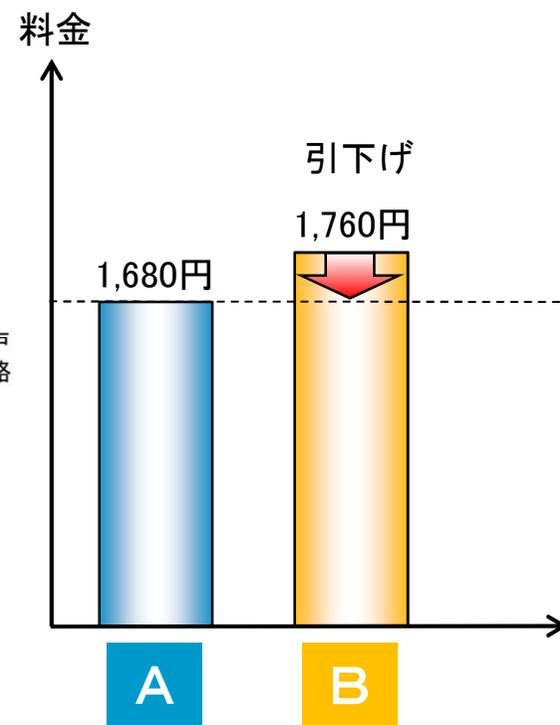
[AルートがBルートより料金が高い場合]



[AルートとBルートの料金が同じになる場合]



名古屋高速 西春IC ↔ 伊勢湾岸道 豊田南IC の場合



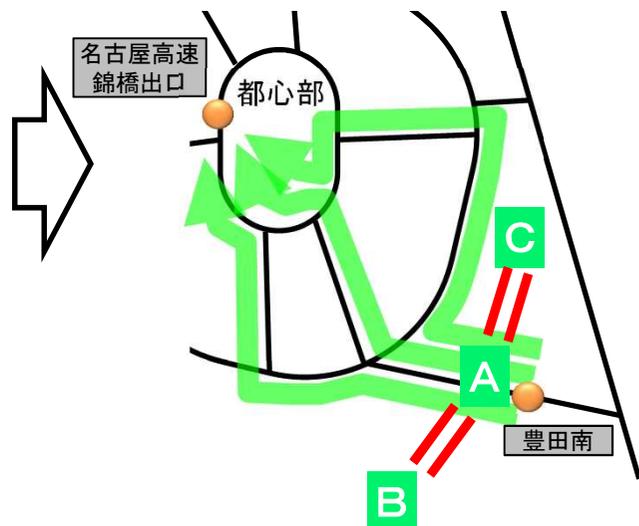
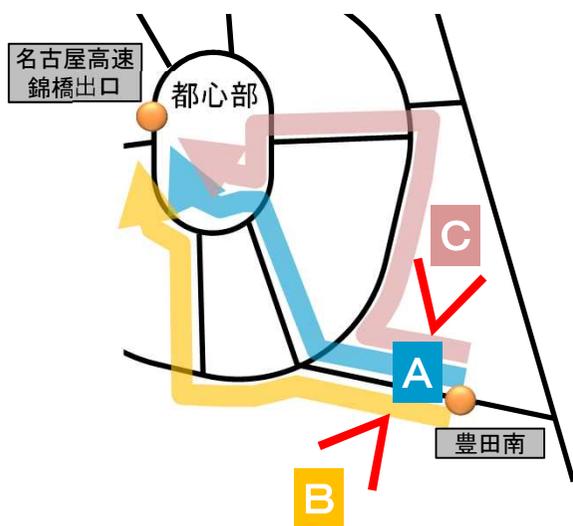
(注) 料金は普通車の場合

都心部への分散流入(「経路によらない同一料金」の導入)

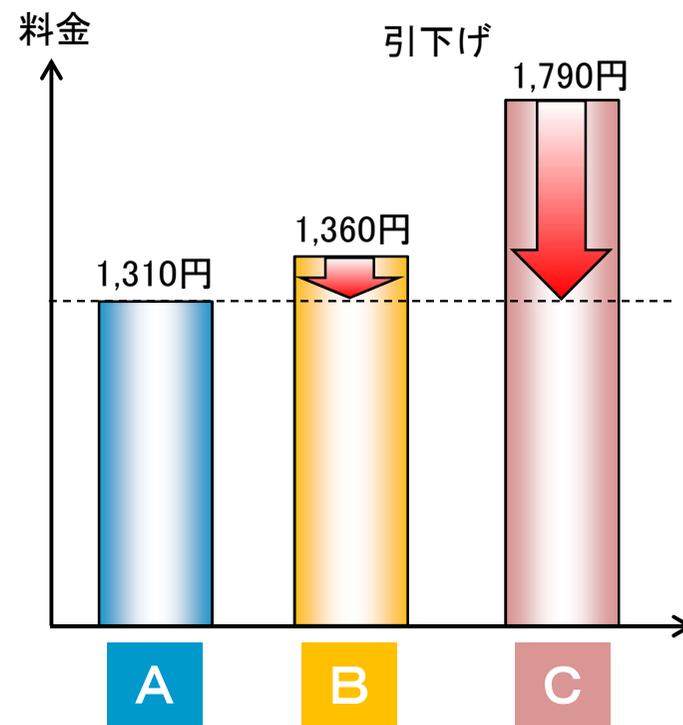
- 都心部の流入交通の経路選択等に偏りが発生し、特定箇所において交通集中が発生
- 名古屋都心部への流入に関して、料金面で不利にならないよう、交通分散の観点から、経路によらず起終点間の最短距離を基本に料金を決定

$$\left[\begin{array}{l} \text{Aルート} < \text{Bルート} < \text{Cルート} \\ \text{料金} < \text{料金} < \text{料金} \end{array} \right]$$

$$\left[\begin{array}{l} \text{Aルート} = \text{Bルート} = \text{Cルート} \\ \text{料金} = \text{料金} = \text{料金} \end{array} \right]$$

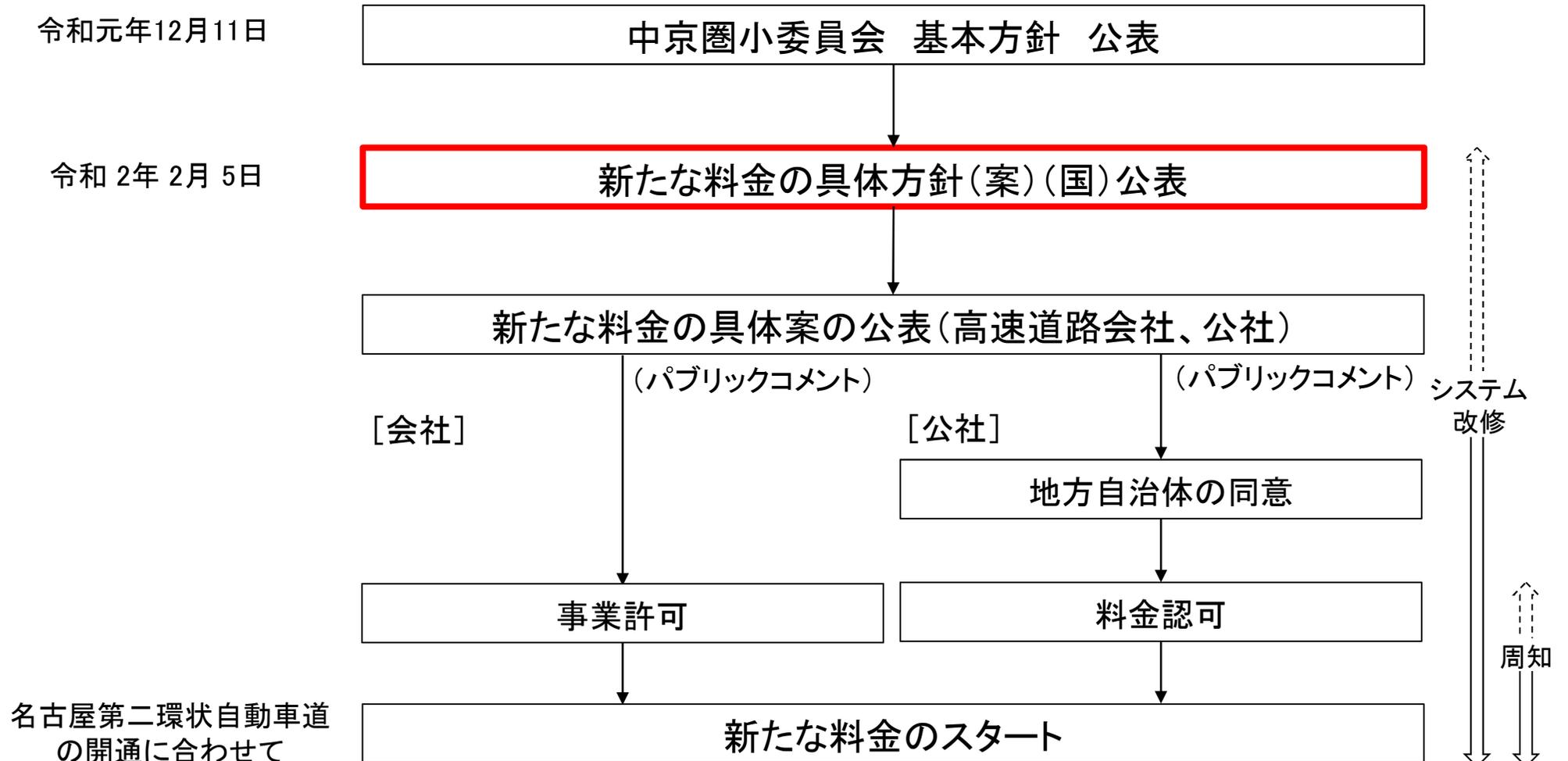


伊勢湾岸 豊田南IC ↔ 名古屋高速 錦橋出口 の場合



(注) 料金は普通車の場合

中京圏の新たな高速道路料金 今後のスケジュール

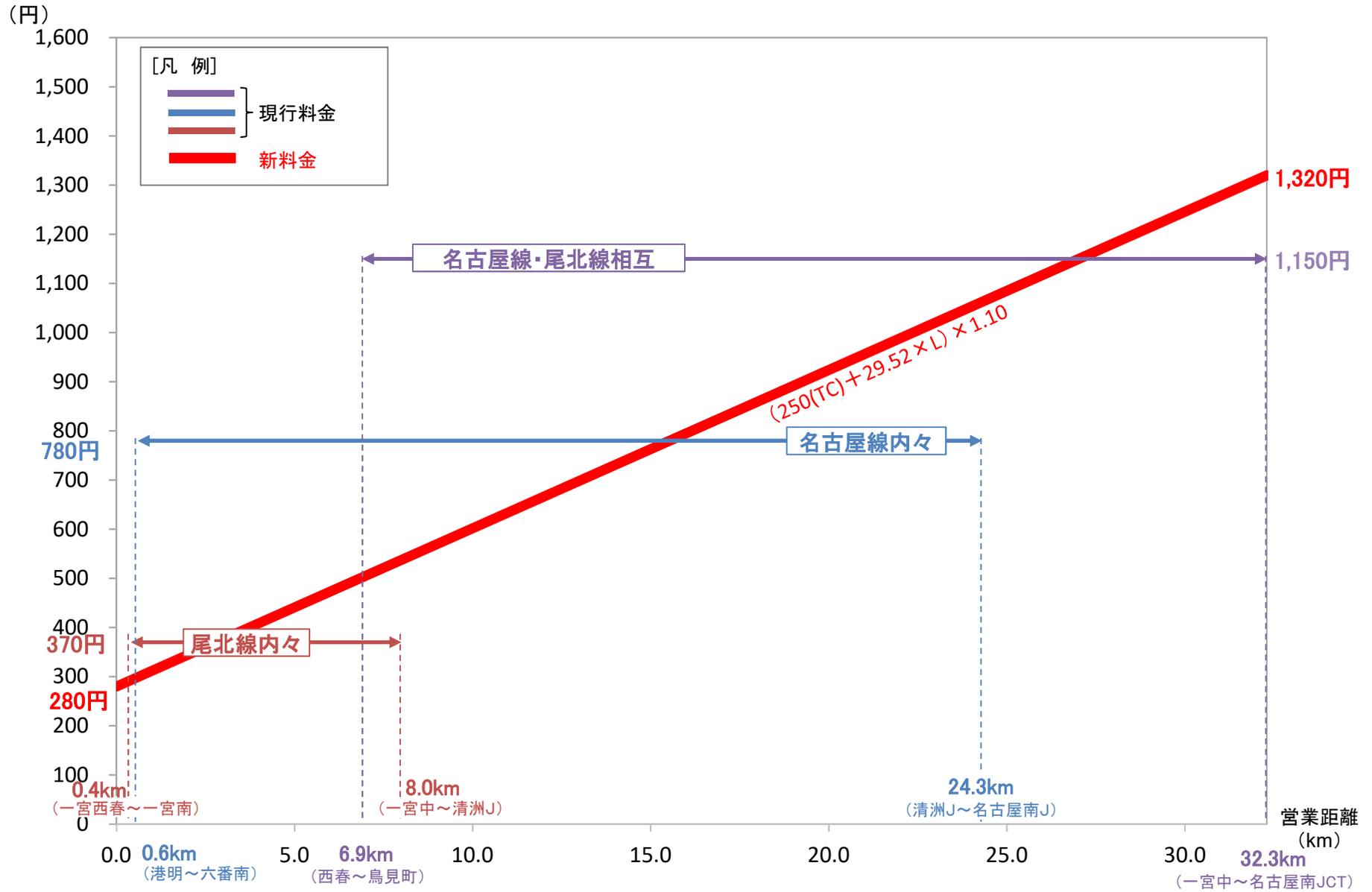


○ 新たな料金については、利用者に十分に周知することが必要

中京圏の新たな高速道路料金に関する具体方針(案)

参考資料

名古屋高速道路の料金設定(案)



※現行の尾北線特定区間料金の記載は省略

(参考)名古屋高速の割引について(案)

ETC車で利用の場合に適用

① 名高速ETCコーポレートカード割引

- ・現行の割引を継続
- ・車両単位最大18%割引

② ETC夜間割引

- ・中型車以上を対象に、現行の割引を継続
- ・22時～24時の利用で10%割引
- ・0時～6時の利用で20%割引

③ 都心環状割引

- ・放射路線から都心環状線への流出入に対し、都心環状線が一方通行であることによる負担増を避け、都心環状線利用者の分散導入を図るため、放射路線から都心環状線の第③～第④出入口までの料金を第②出入口までの料金と同一とする。



【例】大高から都心環状線出口利用時料金



・現行の「ETC端末特定区間割引」「ETCマイレージサービス」、「ETC日曜・祝日割引」は、新たな料金の導入に伴い終了

中京圏の新たな料金の具体事例①

都心環状内々

【東新町^{とうしんちょう}→錦橋(5.8km)】

| | |
|-----------|----------------------|
| 現行 | 新料金 (対距離) |
| 780円 | 460円 |
| <780円> | <1,010円> |

都心環状流入

【楠^{かき}→錦橋(12.4km)】

| | |
|-----------|----------------------|
| 現行 | 新料金 (対距離) |
| 780円 | 580円※ |
| <780円> | <1,000円> |

【高針^{たかばり}→錦橋(12.8km)】

| | |
|-----------|----------------------|
| 現行 | 新料金 (対距離) |
| 780円 | 690円 |
| <780円> | <1,160円> |

【大高^{おおたか}→錦橋(14.8km)】

| | |
|-----------|----------------------|
| 現行 | 新料金 (対距離) |
| 780円 | 760円 |
| <780円> | <1,300円> |

注1) 料金はETC車(普通車)の定価料金
 注2) < >内は非ETC車(普通車)
 ・入口から最長距離の相当額

【東海新宝^{とうかいしんぼう}→錦橋(12.7km)】

| | |
|-----------|----------------------|
| 現行 | 新料金 (対距離) |
| 780円 | 690円 |
| <780円> | <1,260円> |

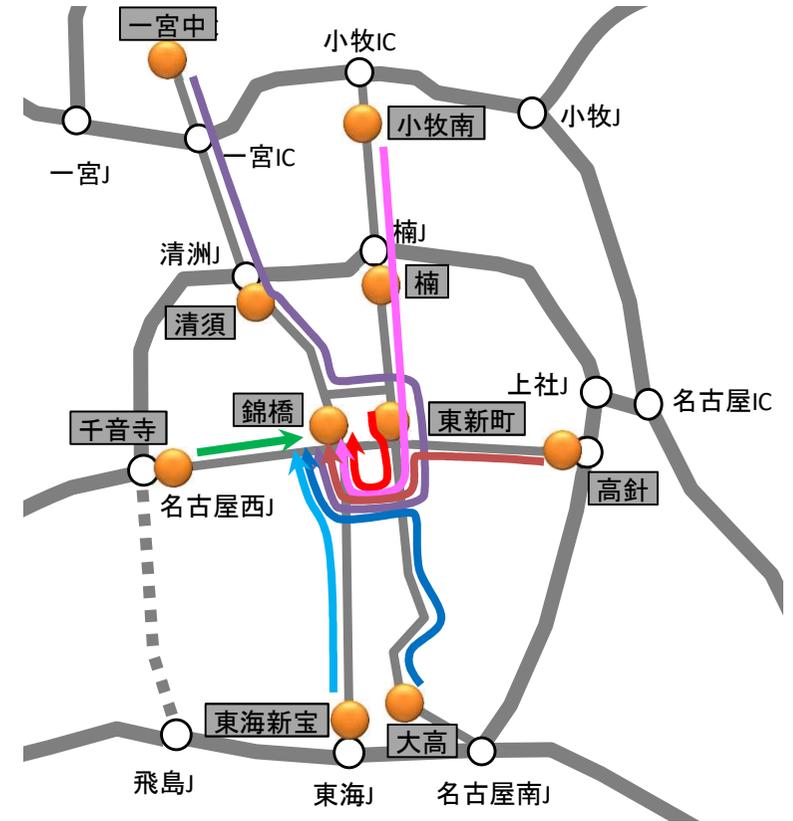
【千音寺^{せんおんじ}→錦橋(7.1km)】

| | |
|-----------|----------------------|
| 現行 | 新料金 (対距離) |
| 780円 | 510円 |
| <780円> | <1,120円> |

【清須^{きよす}→錦橋(15.9km)】

| | |
|-----------|----------------------|
| 現行 | 新料金 (対距離) |
| 780円 | 570円※ |
| <780円> | <1,060円> |

注3) 新料金は(250+29.52L)×1.1で算定
 注4) 延長は営業キロ
 ※都心環状割引適用時



【小牧南→(楠J経由)→錦橋(17.8km)】

| | |
|-----------|----------------------|
| 現行 | 新料金 (対距離) |
| 1,150円 | 750円※ |
| <1,150円> | <1,180円> |

【一宮中^{きよす}→(清洲J経由)→錦橋(24.4km)】

| | |
|-----------|----------------------|
| 現行 | 新料金 (対距離) |
| 1,150円 | 840円※ |
| <1,150円> | <1,320円> |

中京圏の新たな料金の具体事例②

名古屋線

【白川→名古屋西J(7.2km)】

| 現行 | 新料金 (対距離) |
|--------|--------------|
| 780円 | 510円 |
| <780円> | <510円> |

【楠^{おおだか}→大高(21.0km)】

| 現行 | 新料金 (対距離) |
|--------|--------------|
| 780円 | 960円 |
| <780円> | <1,000円> |

尾北線

【小牧北→堀の内(1.3km)】

| 現行 | 新料金 (対距離) |
|--------|--------------|
| 370円 | 320円 |
| <370円> | <1,280円> |

【一宮中^{きよす}→清洲J(8.0km)】

| 現行 | 新料金 (対距離) |
|--------|--------------|
| 370円 | 530円 |
| <370円> | <1,320円> |

名古屋線・尾北線跨ぎ

【明道町^{めいどうちよう}→(清洲J^{きよす}経由)→一宮(12.4km)】

| 現行 | 新料金 (対距離) |
|----------|--------------|
| 1,150円 | 680円 |
| <1,150円> | <730円> |

【一宮^{きよす}→(清洲J^{きよす}経由)→大高^{おおだか}(28.7km)】

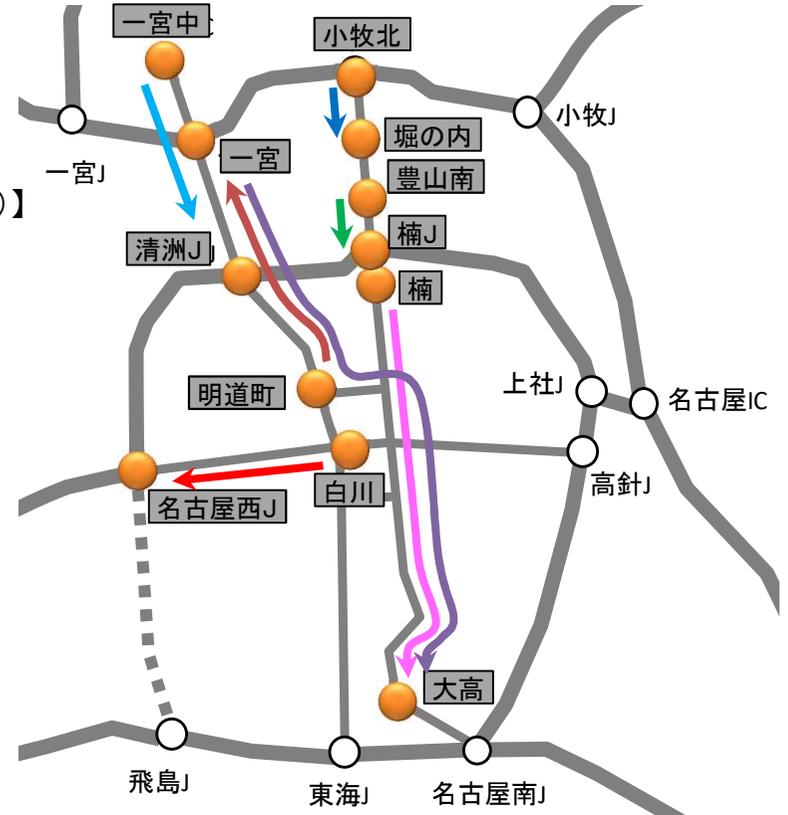
| 現行 | 新料金 (対距離) |
|----------|--------------|
| 1,150円 | 1,210円 |
| <1,150円> | <1,250円> |

【豊山南→楠J(0.9km)】

| 現行 | 新料金 (対距離) |
|----------|--------------|
| 210円*) | 300円 |
| <210円*)> | <1,050円> |

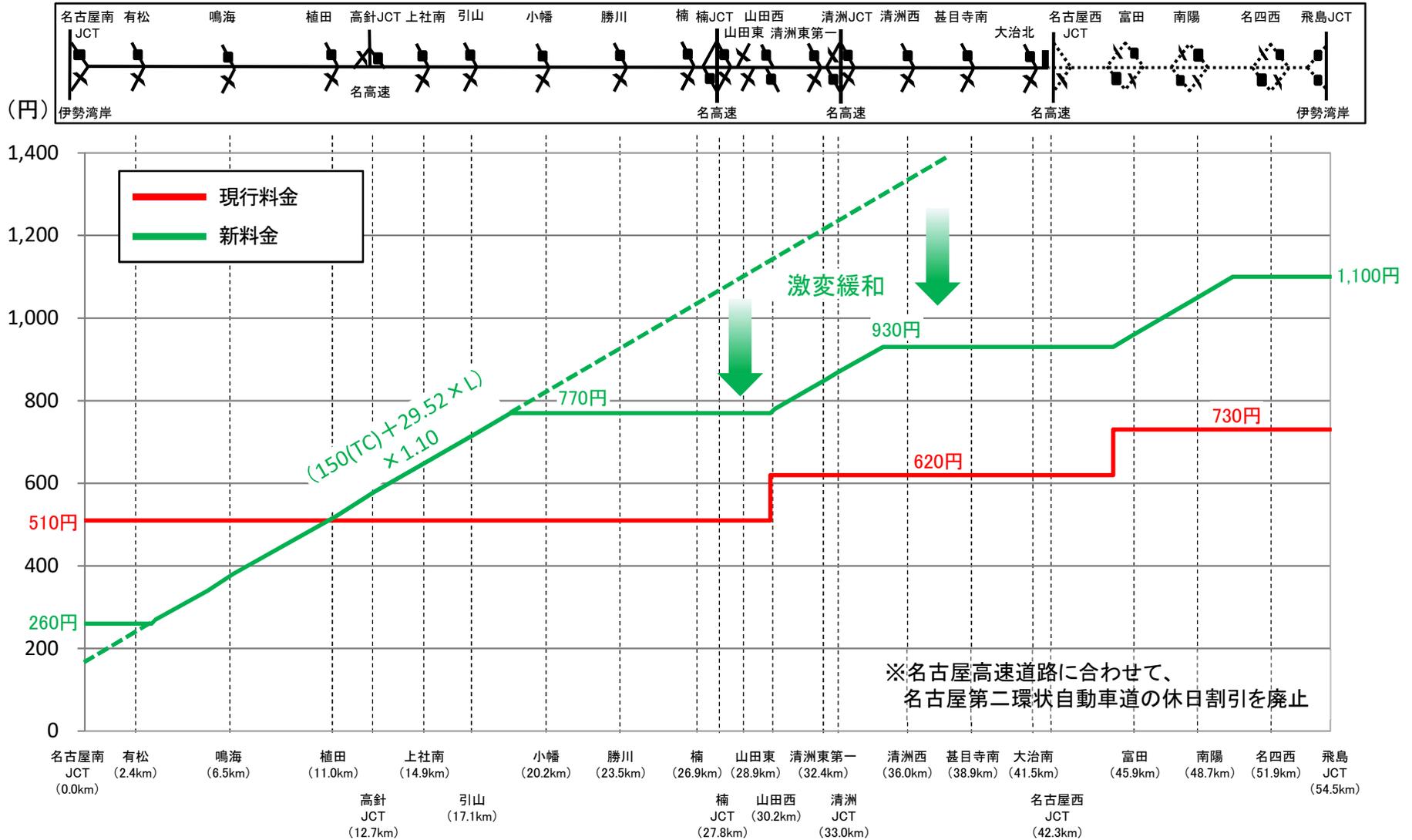
*特定料金区間

注1) 料金はETC車(普通車)の定価料金
 注2) < >内は非ETC車(普通車)
 ・入口から最長距離の相当額
 注3) 新料金は(250+29.52L)×1.1で算定
 注4) 延長は営業キロ



名古屋第二環状自動車道(名古屋南JCT～飛島JCT)の料金設定(案)

○ [現行料金] 距離別料金制(0～30km:510円、30～45km:620円、45km以上:730円)



中京圏の新たな料金の具体事例③

名古屋第二環状自動車道

ありまつ なるみ
【有松→鳴海(3.0km)】

| 現行 | 新料金 (対距離) | 新料金 (激変緩和後) |
|--------|--------------|----------------|
| 510円 | 260円 | 260円 |
| <620円> | | <1,100円> |

うえだ かみやしろ
【植田→(高針J・上社J経由)→楠(14.9km)】

| 現行 | 新料金 (対距離) | 新料金 (激変緩和後) |
|--------|--------------|----------------|
| 510円 | 650円 | 650円 |
| <620円> | | <930円> |

うえだ かみやしろ きよす きよすにし
【植田→(高針J・上社J・楠J・清洲J経由)→清洲西(24.0km)】

| 現行 | 新料金 (対距離) | 新料金 (激変緩和後) |
|--------|--------------|----------------|
| 510円 | 940円 | 770円 |
| <620円> | | <930円> |

ありまつ かみやしろ きよす おおはるみなみ
【有松→(高針J・上社J・楠J・清洲J経由)→大治南(38.0km)】

| 現行 | 新料金 (対距離) | 新料金 (激変緩和後) |
|--------|--------------|----------------|
| 620円 | 1,400円 | 930円 |
| <620円> | | <1,100円> |

ありまつ かみやしろ きよす とびしま
【有松→(高針J・上社J・楠J・清洲J・名古屋西J経由)→飛島J(51.0km)】

| 現行 | 新料金 (対距離) | 新料金 (激変緩和後) |
|---------|--------------|----------------|
| 730円※ | 1,820円 | 1,100円 |
| <730円※> | | <1,100円> |



・「平日朝夕割引」は継続、「休日割引」は新たな料金の導入に伴い終了

注1) 料金はETC車(普通車)の定価料金
注2) < >内は非ETC車(普通車)
・入口から最長距離の相当額

注3) 新料金(対距離)は(150+29.52L)×1.1で算定
※名二環西南部完成後の相当料金

中京圏の新たな料金の具体事例⑤

名神高速道路

【大垣→一宮(19.9km)】

| 現行 | 新料金 (対距離) |
|------|--------------|
| 700円 | 810円 |

【大垣→(名高速一宮経由)→錦橋(42.1km)】

| 現行 | 新料金 (対距離) |
|--------|--------------|
| 1,850円 | 1,580円※ |

※名古屋高速都心環状割引適用時

東名阪自動車道

【桑名→蟹江(16.2km)】

| 現行 | 新料金 (対距離) |
|------|--------------|
| 600円 | 690円 |

【桑名→(名高速名古屋西J経由)→錦橋(27.5km)】

| 現行 | 新料金 (対距離) |
|--------|--------------|
| 1,480円 | 1,330円 |

東名高速道路

【豊田→春日井(26.8km)】

| 現行 | 新料金 (対距離) |
|------|--------------|
| 890円 | 1,040円 |

【豊田→(名二環名古屋・名高速高針J経由)→錦橋(31.9km)】

| 現行 | 新料金 (対距離) |
|--------|--------------|
| 1,850円 | 1,640円 |



注) 料金はETC車(普通車)の定価料金

中京圏の新たな料金の具体事例⑥

中央自動車道

【多治見たじみ→小牧東(8.1km)】

| 現行 | 新料金 (対距離) |
|------|--------------|
| 370円 | 430円 |

【多治見→(名高速小牧経由)→錦橋(42.7km)】

| 現行 | 新料金 (対距離) |
|--------|--------------|
| 1,910円 | 1,720円※1 |

東海北陸自動車道

【岐阜各務原ぎふかかみがはら→尾西(9.4km)】

| 現行 | 新料金 (対距離) |
|------|--------------|
| 420円 | 470円 |

【岐阜各務原ぎふかかみがはら→(名高速一宮経由)→錦橋(40.1km)】

| 現行 | 新料金 (対距離) |
|--------|--------------|
| 1,800円 | 1,520円※1 |

伊勢湾岸自動車道

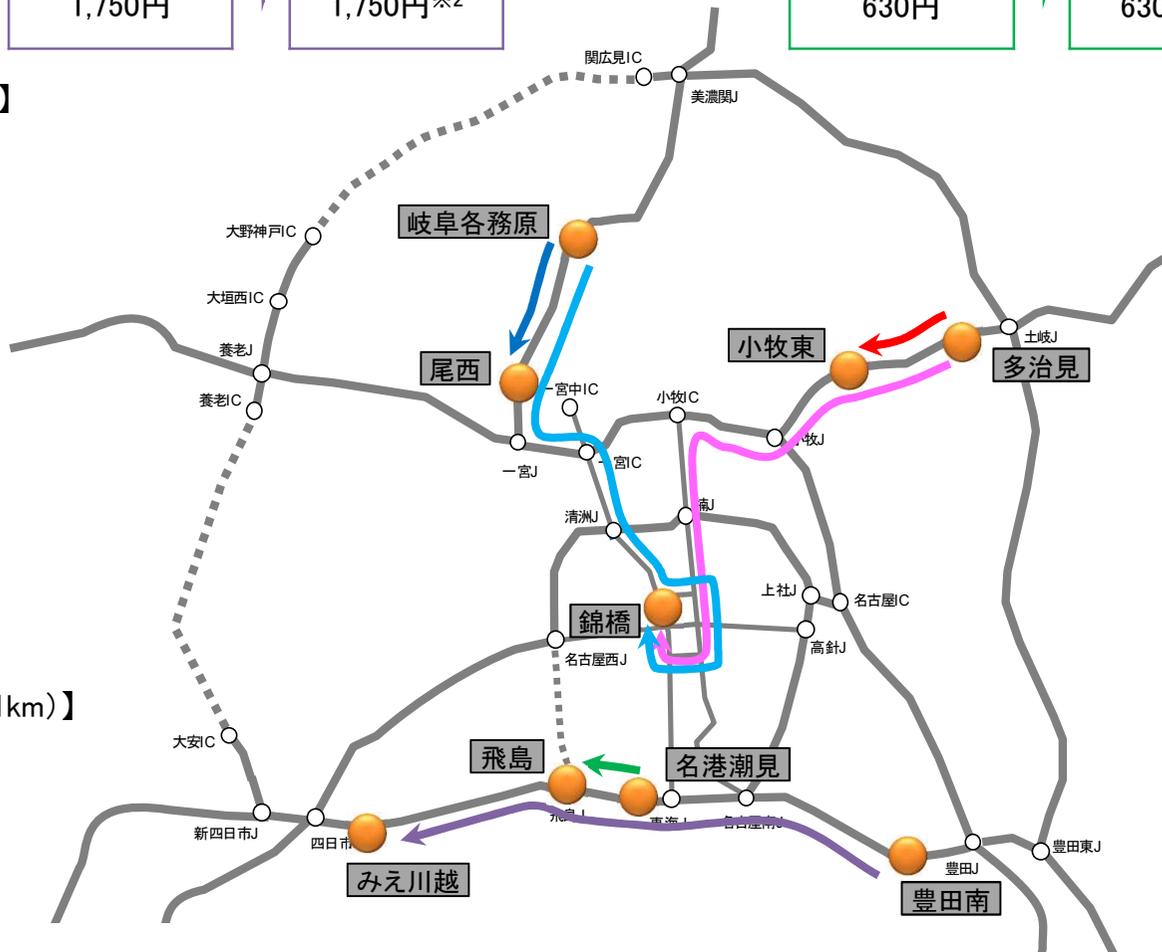
【豊田南→みえ川越(37.5km)】

| 現行 | 新料金 (対距離) |
|--------|--------------|
| 1,750円 | 1,750円※2 |

伊勢湾岸道路

【名港潮見めいこうしおみ→飛島とびしま(4.4km)】

| 現行 | 新料金 (対距離) |
|------|--------------|
| 630円 | 630円※2 |



※1 名古屋高速都心環状割引適用時

※2 ETC2.0搭載車を対象とし、伊勢湾岸道路に「大口・多頻度割引」を導入(上記料金は割引未考慮)

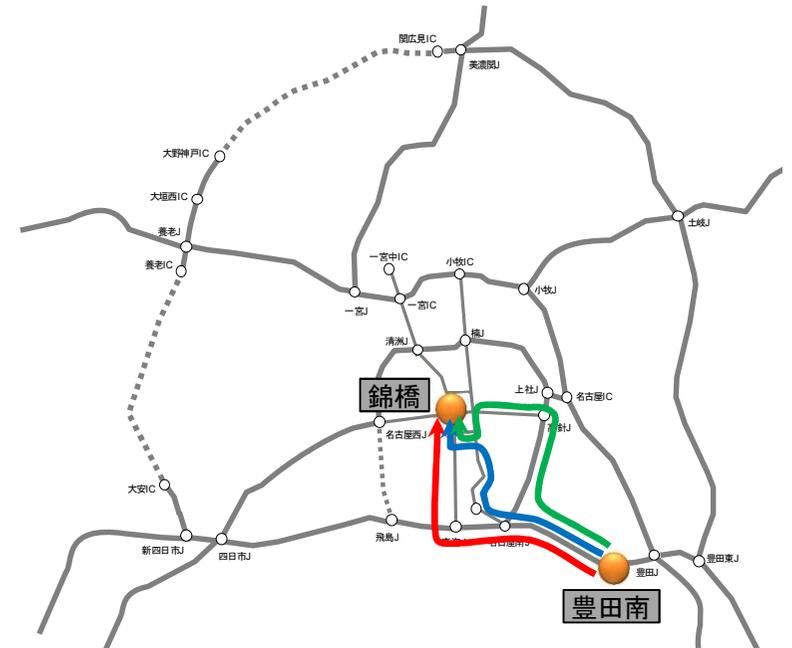
注) 料金はETC車(普通車)の定価料金

中京圏の新たな料金の具体事例⑦

①伊勢湾岸(豊田南)→名古屋高速(錦橋)

| 経路選択 | 現行 ⇒ 新料金 | 経路によらない 同一料金 1,310円 |
|------------------------------|---------------------------|-------------------------------|
| イ 東海線 (31.4km) 伊勢湾岸道経由 | 1,430円 ⇒ 1,360円 (▲70円) | |
| □ 大高線 (29.1km) | 1,290円 ⇒ 1,310円 (+20円) | |
| ハ 東山線 (38.7km) 名二環経由 | 1,800円 ⇒ 1,790円 (▲10円) | |

注) 料金はETC車(普通車)の定価料金



②東名高速(東名三好)→名古屋高速(錦橋)

| 経路選択 | 現行 ⇒ 新料金 | 経路によらない 同一料金 1,480円 |
|----------------------------|--|-------------------------------|
| イ 楠線 (36.5km) 名二環経由 | 1,720円 ⇒ 1,690円*) *都心環状割引 (▲30円) | |
| □ 東山線 (26.9km) | 1,720円 ⇒ 1,480円 (▲240円) | |
| ハ 大高線 (42.6km) 名二環経由 | 1,720円 ⇒ 1,990円 (+270円) | |

注) 料金はETC車(普通車)の定価料金

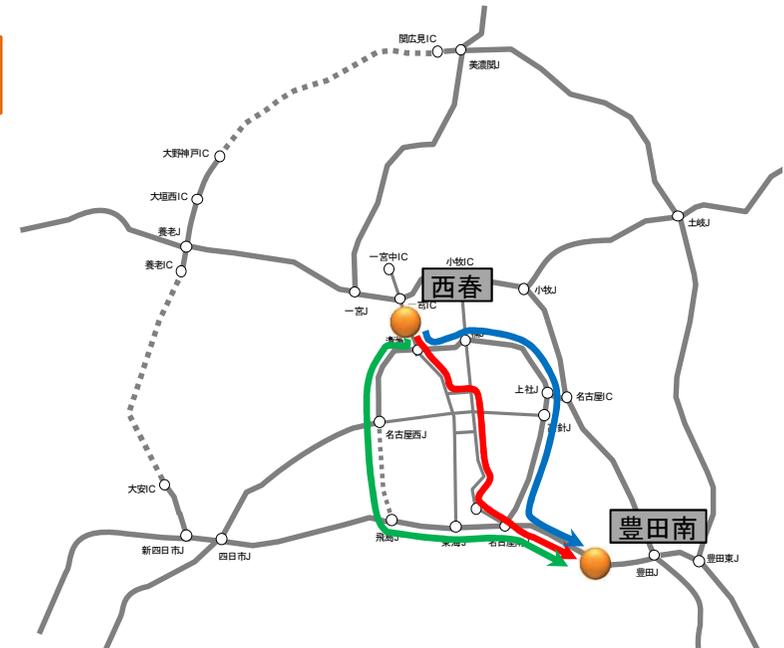


中京圏の新たな料金の具体事例⑧

③名古屋高速(西春)→(清洲J経由)→伊勢湾岸(豊田南)

| 経路選択 | 現行 ⇒ 新料金 | 経路によらない 同一料金 |
|--|----------------------------|-----------------|
| イ 都心経由 (40.4km) | 1,660円 ⇒ 1,680円 (+20円) | |
| □ 名二環迂回 (49.1km) | 1,500円 ⇒ 1,760円 (+260円) | |
| ハ 伊勢湾 ・名二環迂回 (48.8km) | 2,270円 ⇒ 2,540円 (+270円) | 1,680円 |

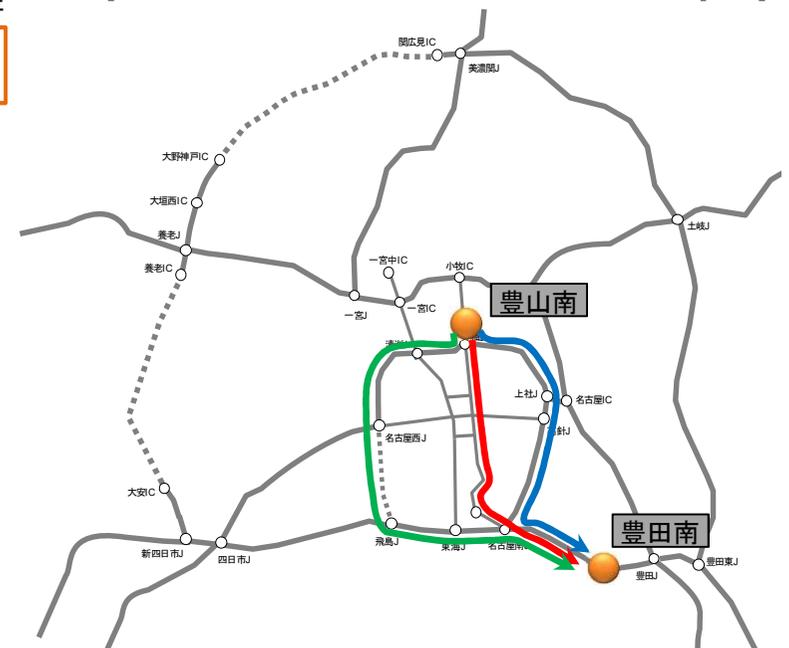
注) 料金はETC車(普通車)の定価料金



④名古屋高速(豊山南)→(楠J経由)→伊勢湾岸(豊田南)

| 経路選択 | 現行 ⇒ 新料金 | 経路によらない 同一料金 |
|--|---|-----------------|
| イ 都心経由 (36.8km) | 1,500円*) ⇒ 1,560円 *特定料金区間 (+60円) | |
| □ 名二環迂回 (41.6km) | 1,230円*) ⇒ 1,580円 *特定料金区間 (+350円) | |
| ハ 伊勢湾 ・名二環迂回 (51.7km) | 2,110円*) ⇒ 2,460円 *特定料金区間 (+350円) | 1,560円 |

注) 料金はETC車(普通車)の定価料金



中京圏の新たな料金の具体事例⑨

⑤ 東名高速(岡崎)→東海北陸道(美濃)

| 経路選択 | 現行 ⇒ 新料金 | 経路によらない 同一料金 |
|-----------------------------|---|-------------------------------|
| イ 東海環状 (90.0km) | 3,020円 ⇒ 3,000円 (同一発着2,830円) (▲20円) | 東海環状内側に比べ割安 据え置き 3,000円 |
| □ 東海環状内側 対距離 (98.6km) | 2,830円 ⇒ 3,300円 (+470円) | |
| ハ 東海環状内側 名高速 (98.3km) | 3,330円 ⇒ 3,620円 (+290円) | |



注) 料金はETC車(普通車)の定価料金
※ 経路別の課金が可能となる料金システムを導入するまでの間は3,000円

⑥ 東名高速(岡崎)→名神高速(関ヶ原)

| 経路選択 | 現行 ⇒ 新料金 | 経路によらない 同一料金 |
|-----------------------------|--|-----------------|
| イ 東海環状 (143.9km) | 4,480円 ⇒ 4,690円 (同一発着2,760円) (+210円) | 3,160円 |
| □ 東海環状内側 対距離 (96.0km) | 2,760円 ⇒ 3,160円 (+400円) | |
| ハ 東海環状内側 名高速 (95.7km) | 3,260円 ⇒ 3,480円 (+220円) | |



注) 料金はETC車(普通車)の定価料金

中京圏の新たな料金の具体事例⑩

⑦ 東海北陸道(美濃)→東名阪道(四日市東)

| 経路選択 | 現行 ⇒ 新料金 | 経路によらない 同一料金 | |
|---------------------------------|---|-----------------|-------------------------------|
| ① 東海環状 (87.9km) | 2,960円 ⇒ 2,970円 (+10円) | | 東海環状内側に比べ割安 据え置き 2,970円 |
| ② 東海環状 ・伊勢湾岸 (133.1km) | 4,760円 ⇒ 4,740円 (同一発着2,960円) (▲20円) | | |
| ③ 東海環状内側 名高速・名二環 (77.9km) | 2,910円 ⇒ 3,280円 (+370円) | 3,280円 | |

注) 料金はETC車(普通車)の定価料金



⑧ 名神高速(関ヶ原)→東名阪道(四日市東)

| 経路選択 | 現行 ⇒ 新料金 | 経路によらない 同一料金 |
|---------------------------------|----------------------------|-----------------|
| ① 東海環状 (53.4km) | 1,970円 ⇒ 1,800円 (▲170円) | |
| ② 東海環状内側 名高速・名二環 (75.3km) | 2,840円 ⇒ 3,140円 (+300円) | |
| | | 3,140円 |

注) 料金はETC車(普通車)の定価料金



中京圏の新たな料金の具体事例⑪

⑨東名高速(岡崎)→東名阪道(四日市東)

| 経路選択 | 現行 ⇒ 新料金 | 経路によらない 同一料金 |
|---|----------------------------|-----------------|
| イ 伊勢湾岸 (64.5km) | 2,490円 ⇒ 2,490円 (±0円) | |
| □ 東海環状内側 名二環 (86.2km) | 2,400円 ⇒ 2,910円 (+510円) | 2,910円 |

注) 料金はETC車(普通車)の定価料金



(参考) 戦略的な料金体系(イメージ)

【名二環の開通に合わせ】

- 発地と着地が同一ならば、いかなる経路を選択しても料金を等しくする



[Aルート of 料金 = Bルート of 料金]
 (※) 都心部周辺経路の料金の方が高い場合には、都心部周辺経路の料金は引き下げない

影響を検証した上で



【その後】

- 混雑している経路からの転換を促進するため、経路側の料金に一定の差を設ける



[Aルート of 料金 < Bルート of 料金]

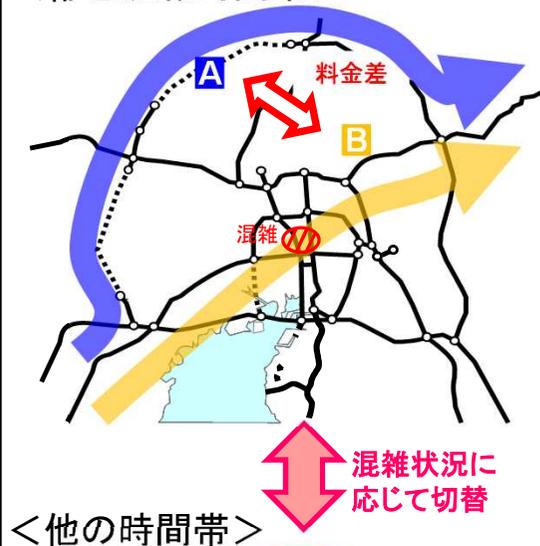


【将来】

- 混雑状況に応じた機動的な料金の実現

【都心通過の料金措置の場合】

<都心混雑時間帯>



<他の時間帯>



中京圏の新たな高速道路料金に関する具体方針(案)

令和2年2月5日

国土交通省

中京圏の高速道路の料金体系については、社会資本整備審議会道路分科会国土幹線道路部会中京圏小委員会の基本方針(令和元年12月11日)において、大都市圏共通の理念である「料金の賢い3原則」を基本として新しい料金体系を確立することが必要であり、とりわけ、高速道路を賢く使う上で必要なネットワークの充実と賢く使うための合理的な料金体系の整理との両立について、特段の対応が必要とされたところである。

この方針に基づき、今後のネットワーク充実のための財源確保も念頭に、円滑な交通処理や確実な債務償還も考慮しながら、中京圏の高速道路がより効率的に賢く使われるよう、料金に関する具体方針(案)を以下のとおりまとめる。

1. 新たな高速道路料金の実施時期

新たな高速道路料金については、名古屋第二環状自動車道の開通に合わせて導入する。

2. 具体方針(案)

(1) 料金体系の整理・統一とネットワーク整備

名古屋高速の料金水準については、現行の高速自動車国道の大都市近郊区間の水準を基本とする対距離制を導入することとし、高速道路ネットワーク全体における公平性や、名古屋都心部における交通の定時性の確保等を考慮し、必要な料金を設定する。この際、都心アクセス関連事業や名岐道路の整備について、名古屋高速道路公社が事業主体となることを前提とした上で、必要な財源確保にあたり、現行の料金水準を考慮すれば、当該整備に係る利用者の追加的な料金負担をできるだけ軽減する必要があることから、事業主体の責任を明確にした上で税負担も活用しつつ、現行の償還期間を延長する。併せて、物流を支える車の負担が大幅に増加しないよう、現行の名高速ETCコーポレートカード割引については継続するとともに、ETC夜間割引については一般道路の沿道環境を改善するため、交通容量に余裕のある高速道路の夜間利用を促進するという割引の目的を踏まえ、中型車以上に限定した上で、継続する。また、車種区分については、5車種区分へ統一する。

ネクスコ中日本の路線の料金水準については、高速道路を賢く使うための前

提となる東海環状自動車道の整備の加速化、一宮 JCT 付近や東名三好付近における渋滞解消のためのネットワークの拡充に必要な財源確保の観点から、東海環状自動車道の内側について、現行の高速自動車国道の大都市近郊区間の水準を基本とする対距離制を導入する。その際、現在、均一料金となっている名古屋第二環状自動車道については、物流への影響や非 ETC 車の負担増などを考慮して、当面、上限料金などを設定する。なお、高速自動車国道の大都市近郊区間の水準に合わせるにあたり、現在、地方部区間として平日朝夕割引及び休日割引が適用されているところ、料金水準の統一による負担増などを考慮して、東名高速道路、名神高速道路、東海環状自動車道等における平日朝夕割引及び休日割引、名古屋第二環状自動車道における平日朝夕割引について、当面、継続する。

また、伊勢湾岸道路については、長大橋梁により、多額の建設費を要したこと、海に隔たれた港の間を短時間で横断できるという特別な便益を提供していることに加えて、債務の確実な償還の観点、今後のメンテナンスの費用の増大が見込まれることなどから、現行の料金水準を継続する。この際、伊勢湾岸道路は、新東名高速道路・新名神高速道路と一体となって物流の重要なネットワークを構成していることから、物流支援の観点から、大口・多頻度割引を導入する。

加えて、名古屋市から中部国際空港までのアクセス強化に資する西知多道路の整備について、地域の意見も踏まえつつ、利用者負担も含めて、財源の確保を図る。

(2) 起終点を基本とした継ぎ目のない料金の実現

道路ネットワークを一体として捉え、名古屋都心部周辺の通過について、交通需要の偏在を防ぐとともに、都心部周辺の環境改善を図るため、東海環状自動車道の利用が料金の面において不利にならないよう、交通分散の観点から、経路によらず、起終点間の最短距離を基本に料金を決定することとする。なお、政策目的に照らして、都心部周辺の通過が促進されないよう、都心部周辺経由の料金の方が東海環状自動車道経由の料金よりも高い場合、その料金は引き下げないこととする。更に、東海環状自動車道をより賢く使うため、ETC2.0 搭載車を対象とした料金割引(料金の引下げ)を追加する。また、名古屋第二環状自動車道についても、名古屋都心部の環境改善を図るため、その利用が料金の面において不利にならないよう、交通分散の観点から、経路によらず、起終点間の最短距離を基本に料金を決定することとする。

ただし、東海環状自動車道と同様、政策目的に照らして、名古屋都心部通過が促進されないよう、都心部経由の料金の方が名古屋第二環状自動車

道経由の料金よりも高い場合、その料金は引き下げないこととする。

また、名古屋都心部への流入交通の経路選択等に偏りが発生し、これにより特定の箇所に過度な交通集中を招いていること等を踏まえ、都心部への分散流入に関して、料金面で不利にならないよう、交通分散の観点から、経路によらず、起終点間の最短距離を基本に料金を決定することとする。

3. その他

(1) 戦略的な料金の導入など今後の取組

名古屋第二環状自動車道の開通に合わせた新たな料金体系の導入後、その交通に与える影響を検証し、対象となる路線や時間帯などを区切り、交通状況に応じた料金施策を導入することとする。

(2) ETC2.0の普及促進

ETC2.0の早期普及のため、本具体方針(案)に基づく施策をはじめ、ETC2.0の普及促進を進める料金施策の導入を検討するとともに、関係機関とも調整の上、車載器の購入助成の実施も検討する。